

編集後記

昨年（2017年）の12月6日、台湾の国会にあたる立法院で「促進轉型正義條例」が採択された。日本語では「移行期正義促進法」などと訳され、権威主義統治時代（1945年8月～92年11月）の人権侵害をめぐる真相究明や被害者の名誉回復・保障などを指すものとされる。民進党の蔡英文総統は昨年5月の就任以来、移行期正義の取り組みに並々ならぬ意欲を示していた。条例には「権威主義の象徴と不正義な遺跡の除去」という規定も盛り込まれ、各地の蒋介石の銅像も撤去されるという。

民主化は歴史の掘り起こしをとまなう。韓国でも盧武鉉政権（2003年～2008年）の時代に「真実和解のための過去事整理基本法」が制定され、軍事政権時代の人権蹂躪をめぐる名誉回復・補償が取り組まれた。だが、この過去清算の取り組みが不徹底に終わったことが、その後の10年近く続く保守・右派政権の権威主義的統治を許したといえる。過去（移行期）の過ちを糺すことは、市民社会の公正や正義を揺るぎないものとするうえで欠くことのできないプロセスであり、台湾の取り組みに今後も目が離せない。

本号の鄭安君論文は、この台湾の外国人介護労働者の失踪の背景と失踪後の労働状況を検討している。失踪外国人労働者は昨年2月までに246,503人にも達するという。論文では、一般の統計や資料では把握することの困難なインフォーマルな世界に光があてられている。鰐部論文は、マイクロ・ファイナンスをめぐる取り組みや研究を丁寧にフォローし、その問題点を浮き彫りにする。貧困の解決手段としてのマイクロ・ファイナンスへの過剰な依存に警告を発し、ベーシックインカムとの連携の可能性について示唆している。

今号では昨年5月までに全5巻が刊行した『グローバル・サウスはいま・シリーズ』の第1巻『グローバル・サウスとは何か』と第2巻『新自由主義かのアジア』の二つの巻についての書評を掲載することができた。両書評とも、書評の域を超えて、当研究所の研究そのものを高め豊かなものにしていくうえで有意義な示唆や批判を含んでいる。今後も『グローバル・サウスシリーズ』をめぐる活発で建設的な議論のあることを期待したい。

(2018/1/25 文 京 洙)

アジア・アフリカ研究

2018年 第58巻 第1号（通巻427号）

2018年1月25日発行 機関購読料：年間15,000円

編集・発行人 文 京 洙

発行所 特定非営利活動法人
アジア・アフリカ研究所

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-17-10

Tel&Fax: 03 (3946) 1479

E-mail: aaken@bz01.plala.or.jp

URL: <http://www.aaij.or.jp/>

印刷所 三和印刷(株)
長野県長野市川中島町1822-1

本誌上で各論考の著者がその責任において述べた意見は、特定非営利活動法人（NPO法人）アジア・アフリカ研究所としての見解を表すものではありません。

The articles in *Quarterly Bulletin of Third World Studies* do not represent the views of The NPO Corporation Afro-Asian Institute of Japan (AAIJ). Responsibility for opinions expressed in them rests with their authors.